

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月18日

【会社名】 J A三井リース株式会社

【英訳名】 JA MITSUI LEASING, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 新分 敬人

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座八丁目13番1号

【電話番号】 03(6775)3000

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 小暮 俊介

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座八丁目13番1号

【電話番号】 03(6775)3002

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 小暮 俊介

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【提出理由】

当社は、2026年3月17日開催の取締役会において、第三者割当の方法により普通株式を発行する(以下「本第三者割当」といいます。)ことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。なお、本第三者割当については、2026年3月26日開催予定の当社の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会における承認を得られることを条件としております。

## 2【報告内容】

### (1) 有価証券の種類及び銘柄

J A三井リース株式会社 普通株式

### (2) 発行数

17,500,000株

### (3) 発行価格及び資本組入額

普通株式 1株につき2,000円

資本組入額 1株につき1,000円

### (4) 発行価格(払込金額)の総額及び資本組入額の総額

発行価格の総額 35,000,000,000円

資本組入額の総額 17,500,000,000円

(注) 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本準備金の額は会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額となります。

### (5) 株式の内容

完全議決権株式であり、当社における標準となる株式であります。なお、譲渡による当社普通株式の取得については、一定の例外を除き、取締役会の承認を受ける必要があります。また、単元株式数は100株であります。

### (6) 発行方法

第三者割当の方法により、以下のとおり普通株式を割り当てます。

|          |             |
|----------|-------------|
| 農林中央金庫   | 8,750,000 株 |
| 三井物産株式会社 | 8,750,000 株 |

### (7) 当社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額(差引手取概算額)

| 払込金額の総額    | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額     |
|------------|-----------|-------------|
| 35,000 百万円 | 122.5百万円  | 34,877.5百万円 |

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、主に登録免許税等です。

手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

| 具体的な用途  | 金額(百万円)  | 支出予定時期  |
|---|----------|---------|
| JA Mitsui Leasing Capital Corporation及びKatsumi Global, LLCへの増資の引き受けに際して、その払込金額に充当する | 34,877.5 | 2026年3月 |

(注) 資金用途の金額には、調達資金の入金を見込んで、当該入金まで手元資金から立替する金額を含みます。

## (8) 新規発行年月日（払込期間）

2026年3月31日

## (9) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品の名称

該当の事項はありません。

## (10) 引受人の氏名又は名称に準ずる事項

該当の事項はありません。

## (11) 募集を行う地域に準ずる事項

日本国内

## (12) 金融商品取引施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当の事項はありません。

## (13) 保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と当社間の取り決め内容

該当事項はありません。

## (14) 第三者割当の場合の特記事項

## 割当予定先の状況

| 名称       | 本社所在地           | 代表者   | 資本金<br>及び事業の内容                               | 直近の四半期/半期/有報等  |
|----------|-----------------|-------|--|--|
| 農林中央金庫   | 東京都千代田区大手町1-2-1 | 北林 太郎 | (資本金)<br>4兆8,174億円<br><br>(事業の内容)<br>協同組織金融業 | (決算概況)<br>2025年3月期 決算概況(自 2024年4月1日至2025年3月31日)<br><br>(四半期報告)<br>2026年3月期<br>第3四半期決算概況(自 2025年4月1日至2025年12月31日)<br>第2四半期決算概況(自 2025年4月1日至2025年9月30日)<br>第1四半期決算概況(自 2025年4月1日至2025年6月30日) |
| 三井物産株式会社 | 東京都千代田区大手町1-2-1 | 堀 健一  | (資本金)<br>3,441億円<br><br>(事業の内容)<br>総合商社      | (有価証券報告書)<br>第106期有価証券報告書(自 2024年4月1日至2025年3月31日)<br><br>(半期報告書)<br>第107期半期報告書(自 2025年4月1日至2025年9月30日)   |

## 提出者との関係

| 名称 | 出資関係 | 人事関係 | 資金関係 | 取引関係 |
|----|------|------|------|------|
|    |      |      |      |      |

|          |  |                                |                          |         |
|----------|--|--------------------------------|--------------------------|---------|
| 農林中央金庫   | 農林中央金庫は当社の以下の株式を保有しています。<br>普通株式10,827,249株<br>第1種種類株式4,077,528株<br>第 種種類株式16,724,291株   | 当社の取締役のうち3名は農林中央金庫の出身者であります。   | 農林中央金庫より事業資金の借入を行っております。 | リース・割賦等 |
| 三井物産株式会社 | 三井物産株式会社は当社の以下の株式を保有しています。<br>普通株式10,178,944株<br>第 種種類株式16,724,291株<br>第 種種類株式3,883,500株 | 当社の取締役のうち3名は三井物産株式会社の出身者であります。 | 該当事項はありません。              | リース・割賦等 |

#### 割当予定先の選定理由

本第三者割当の割当先の選定については、資金調達目的、当社の財務状況及び既存株主の利益への影響等を総合的に勘案し、慎重な検討を行いました。

本第三者割当は、当社資本・財務基盤の一層の安定化が目的である一方、当社は、当社グループ会社のファクタリング取引先であるFirst Brands Group, LLC (そのグループ会社を含め、個別に又は総称して「FBG」といいます。)によるアメリカ合衆国連邦倒産法第11章に基づく再建手続きの申立てに関連して、多額の貸倒引当金の計上を余儀なくされ、資本充足状況が急速に悪化していることから、迅速かつ確実な資本拡充を図る必要性があります。

よって、本第三者割当は、割当先に対する特別な利益の供与や、当社の経営権又は支配権の強化を目的とするものではなく、当社グループの資本・財務基盤の一層の安定化を目的として実施するものです。

このような資金調達目的から、当社経営状況、経営方針及び財務戦略を深く理解しており、中長期的な視点での資本・財務基盤の安定化にコミットすることが可能者として、当社筆頭株主である農林中央金庫、及び第二位の株主である三井物産株式会社を割当先とすることが最良であるものと判断いたしました。

各割当先は、本第三者割当により取得する当社株式について、中長期的に継続して保有する意向を有しており、短期的な株式売却を目的とするものではないことを確認しております。

加えて、本第三者割当にかかる払込金額については、下記のとおり、会社法第199条第3項に定める「特に有利な金額」には該当しないものと判断しているとともに、自己資本の増強により資本・財務基盤を一層安定させることは、当社の中長期的な経営の安定性及び信用力の向上につながり、結果としてすべての既存株主の利益に資するものと考えています。

#### 割り当てようとする株式の数

以下のとおり普通株式を割り当てます。

|          |             |
|----------|-------------|
| 農林中央金庫   | 8,750,000 株 |
| 三井物産株式会社 | 8,750,000 株 |

#### 株券等の保有方針

当社と各割当先との間に、保有方針に関する取り決めはございませんが、各割当先は、本第三者割当により取得する当社株式について、中長期的に継続して保有する意向を有しており、短期的な株式売却を目的とするものではないことを確認しております。また、譲渡による当社普通株式の取得については、一定の例外を除き、取締役会の承認を受ける必要があります。

#### 払込みに要する資金等の状況

当社は、各割当先から、本第三者割当における払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けております。

また、農林中央金庫が2026年2月18日に公表している2026年3月期第3四半期決算概要に記載されている連結貸借対照表上の現金預け金の額（14,946,907百万円）、並びに、三井物産株式会社が2026年2月3日に公表している2026年3月期第3四半期決算短信に記載されている連結貸借対照表上の現金及び現金同等物の額（857,999百万円）により、各割当予定先が本第三者割当における払込金額（発行価額）の総額の払込みに要す

る十分な現預金を有している旨を確認しております。

以上から、当社としてこれらの払込みに支障はないと判断しております。

#### 割当予定先の実態

当社は、各割当予定先及びその関係者について、反社会的勢力等との関係の有無を確認するため、当社の反社確認手続（入口審査及びCCS照会。海外等の場合はWorld Check照会を含む）を実施するとともに、「日経テレコン」等を利用して国内外の新聞・雑誌記事及びウェブニュース等の検索を行い、反社会的勢力等を想起させる情報・キーワードにより複合的に調査いたしました。その結果、当社が入手可能な範囲において、特記すべき事項は認められておりません。

なお、割当予定先のうち上場会社については、当該会社が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書等に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況を確認することにより、当社として、当該会社が反社会的勢力等との関係を有しないものと判断しております。

#### 株券等の譲渡制限

譲渡による当社普通株式の取得については、一定の例外を除き、取締役会の承認を受ける必要があります。

#### 発行条件に関する事項

##### i. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当における募集株式（普通株式）の1株あたりの払込金額については、払込金額及び条件の妥当性を客観的に検証するため、第三者評価機関であるグローウィン・パートナーズ株式会社（以下「GWP社」といいます。）から株式価値算定書（第三者評価）を取得しております。GWP社は、当社及び割当先の関連当事者には該当せず、本第三者割当に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

その上で、当社の置かれた事業環境、厳しい財務状況を総合的に考慮し、各割当先と交渉の上で、本第三者割当にかかる発行条件について、以下のとおり設定することといたしました。

当該第三者評価における算定方法については、当社が非公開会社で流動性が限定的であること、株主が期待する経済的利益の中心が配当であること等を勘案し、過去の配当実績を参考としたDDM法（配当割引モデル）を主要手法として採用しました。

第三者評価における他の手法のひとつ「類似会社比較法（PER・PBR）」については、上場同業他社PBR水準の上昇等を背景に、DDM評価レンジを上回る水準が示されているものの、非流動性ディスカウントを十分に反映できておらず相対的に高位の評価となりやすい手法となっています。加えて、「エクイティDCF法」についても同様に非流動性ディスカウントを適切に反映しにくく高位評価となる傾向があること等を踏まえ、両手法については価格決定上の参考指標としての位置づけに留めることといたしました。

今回の1株あたり払込金額の設定にあたっては、GWP社による第三者評価を複数実施いたしました。

この第三者評価については、当社は非上場会社であるとともに、数年来の出資配当について配当性向30%をもって配当を実施してきた過去経緯を踏まえ、今回の1株あたり払込金額の検討に際しては、DDM法（配当性向30%）（以下「第三者評価レンジ」といいます。）を採用いたしました。

第三者評価レンジによれば、当社普通株式の価値は、1株あたり1,616円から2,025円とされております。今回の1株あたり払込金額については、第三者評価レンジの範囲内かつ株主利益並びに必要な資金調達規模を勘案し、割当先と交渉の上で、1株あたり払込金額を「2,000円」として設定することといたしました。この払込金額水準については、第三者評価レンジが「1,616円～2,025円」であるところ、株主利益を考慮し、当該レンジにおける上位水準を採用するものです。

当社としては、本第三者割当における1株あたり払込金額は、第三者評価レンジを踏まえた合理的水準であり、過度に低廉な水準による既存株主の不利益とならない水準であると判断しております。

以上から、当社としては、本第三者割当における1株あたりの払込金額は適正かつ妥当な価格であると判断しており、かつ、会社法第199条第3項に規定される「特に有利な価格」には該当しないものと判断しております。

一方で、当社は非公開会社であり市場価格等の客観的なデータが存在しないことから、その適正な価値算定を行うための諸条件を完全に反映した理論的価値の算定が困難な状況にあることと併せ、少数株主保護の観点から、本第三者割当による普通株式の発行については、臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会における特別決議による承認を得るものとしたいたしました。

・発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的と判断した理由

下記 記載のとおり、本第三者割当による希薄化率は約56%に相当します。

もっとも、当社取締役会においては、下記 記載のとおり、資金調達の実行の必要性、払込金額の公正性及び妥当性、既存株主への影響等を総合的に検討したうえで、今回の資金調達に際して複数の資金調達方法を検討した中で、確実性・迅速性・財務制約の少なさの観点から、本第三者割当が最も合理的な方法と判断するとともに、調達資金による財務基盤強化により、中長期的に既存株主価値の向上につながることから、本第三者割当の実施並びに本第三者割当における発行数量及び普通株式の希薄化の規模は、資金調達の目的、必要性及び相当性に照らし、合理的な範囲内であると判断しました。

なお、本第三者割当により支配株主は異動しない見込みです。

大規模な第三者割当に関する事項

本第三者割当により、各割当先に対して普通株式が割り当てられた場合、普通株式の発行株式数にかかる議決権の個数(175,000個)につき、2025年12月31日現在の当社発行済株式総数に係る議決権の株(312,275個)を分母とする希薄化率は約56%に相当します。このように本第三者割当に伴う希薄化率は25%以上になり、本第三者割当は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意(23 6)」に規定する大規模な第三者割当に該当します。

第三者割当後の大株主の状況

| 株主             | 住所                 | 所有株式数<br>(株) | 総議決権数<br>に対する所<br>有議決権の<br>割合(%) | 割当後の所<br>有株式数<br>(株) | 割当後の総<br>議決権数に<br>対する所有<br>議決権数の<br>割合(%) |
|----------------|--------------------|--------------|----------------------------------|----------------------|---|
| 農林中央金庫         | 東京都千代田区大手町一丁目2番1号  | 31,629,068   | 34.67                            | 40,379,068           | 40.17                                     |
| 三井物産株式会社       | 東京都千代田区大手町一丁目2番1号  | 30,786,735   | 32.59                            | 39,536,735           | 38.84                                     |
| 全国農業協同組合連合会    | 東京都千代田区大手町一丁目3番1号  | 940,500      | 3.01                             | 940,500              | 1.93                                      |
| 株式会社三井住友銀行     | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号  | 914,200      | 2.92                             | 914,200              | 1.87                                      |
| 三井住友信託銀行株式会社   | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  | 772,100      | 2.47                             | 772,100              | 1.58                                      |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 | 769,700      | 2.46                             | 769,700              | 1.57                                      |
| 大樹生命保険株式会社     | 東京都港区東新橋一丁目5番2号    | 745,700      | 2.38                             | 745,700              | 1.53                                      |
| 株式会社西日本シティ銀行   | 福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号  | 740,000      | 2.36                             | 740,000              | 1.51                                      |
| 三井住友トラスト保証株式会社 | 東京都港区芝三丁目33番1号     | 708,664      | 2.26                             | 708,664              | 1.45                                      |
| 全国共済農業協同組合連合会  | 東京都千代田区平河町二丁目7番9号  | 653,125      | 2.09                             | 653,125              | 1.34                                      |
| 計              |                    | 68,659,792   | 87.26                            | 86,159,792           | 91.83                                     |

大規模な第三者割当の必要性

2025年10月31日付、同年11月14日付及び2026年2月3日付け臨時報告書のとおり、FBGによるアメリカ合衆国連邦倒産法第11章に基づく再建手続きの申立てに関連して、その売掛債権の相当程度につき、水増し請求、架空請求、又は多重譲渡等を行っていた可能性が指摘されていること等から、当該売掛債権の回収の蓋然性に疑義が

生じております。

これに伴い、当社は、予防的見地から多額の貸倒引当金の計上を余儀なくされておりますが、当社としては、当該事案は一過性のものであり、顧客基盤、営業基盤、及び基礎収益力が大きく影響を受けるものではないものと考えております。

一方、今後の健全な事業成長を着実に継続し、将来に向けて社会に貢献する企業であり続けるためには、財務の健全性を維持できる水準までの十分な資本を確保することから、今回、当社は、資本・財務基盤の強化を目的として、総額350億円の資金調達を必要と判断しました。

本第三者割当による資金使途は、今回のFBGの事案によって大きく資本を毀損した当社の在米子会社であるJA Mitsui Leasing Capital Corporation及びKatsumi Global, LLCが実施する予定の増資（以下「JMCC増資」といいます。）の引き受けに際して、払込金額（調達資金の入金を見込んで、当該入金まで手元資金から立替する金額を含む。）に充当します。

当社によるJMCC増資の引き受けは、当社グループの中長期的な経営の安定性及び財務健全性の向上に資するものであり、これらは当社の収益基盤の強化と企業価値向上に直結するものです。

当社は、本第三者割当による普通株式の発行数量についても、かかる資金使途に照らして必要最小限の株式数を設定しております。

なお、株主割当増資及び公募増資については、多数の投資家を対象とすることから調達完了までに一定の期間を要する可能性があることや資金調達の確実性の観点において課題があることを踏まえ、今回の資金調達方法として望ましくないと判断いたしました。間接金融（銀行借入）については、本第三者割当を実施する時期と平仄を併せるかたちで、資本性を有する劣後特約付シンジケートローンの調達を予定しております。

加えて、上記のとおり、本第三者割当の払込金額は、当社の置かれた事業環境、厳しい財務状況、並びに割当先との協議及び交渉の結果に鑑み決定されたものであり、また第三者評価レンジの合理的範囲内であって、有利発行に該当しないよう留意しており、公正性及び妥当性が認められると判断しております。

また、当社は、本第三者割当は資本・財務基盤の一層の安定化を目的とした限定的な資本調達であることから、既存株主に与える影響についても、中長期的な企業価値及び財務健全性の向上による効果が、短期的な希薄化の影響を上回るものと判断しております。

株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

その他参考になる事項

該当事項はありません。

(15)その他

本臨時報告書提出日現在の当社の資本金の額及び発行済株式総数

|         |   |
|---------|---|
| 資本金の額   | 32,000,000,000円   |
| 発行済株式総数 | 普通株式 31,227,826株<br>第 種種類株式 4,077,528株<br>第 種種類株式 33,448,582株<br>第 種種類株式 3,883,500株 |

以上